

【介護】訪問看護サービス
利用契約書及び重要事項説明書

あまてらす訪問看護事業所おおあそ

利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、あまてらす訪問看護事業所（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した生活が営む事ができるように、療養生活を支援し心身の機能維持回復を図るため、訪問看護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

- 1、この契約の期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合は、新たな変更後の有効期間満了日までとします。
- 2、契約期間の満了日までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合は、要介護認定更新後の有効期間までと自動更新されるものとします。

第3条（主治医・居宅介護支援事業者との関係）

事業者は、利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、主治医より指示書を受けるものとし、また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第4条（訪問看護計画の作成・変更）

- 1、事業者は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況などに踏まえて、その居宅サービス計画に沿って「訪問看護計画」を作成します。
- 2、事業者は、訪問看護計画作成時または変更時に、主治医に対して確認を行い利用者及び家族の同意を得た上で決定し交付します。

第5条（訪問看護サービスの内容）

- 1、本契約において「訪問看護師」とは、所定の研修を受けた上で訪問看護サービス事業に従事し、病状の観察、清拭・洗髪、床ずれの予防と処置、医師の指示による診療の補助業務、リハビリテーション、食事(栄養)の指導管理、排泄の介助・管理、ターミナルケア、カテーテル等の管理、ご家族等への介護支援・相談などを行う看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門職員をいうものとします。
- 2、事業者は、主治医より指示を文書で受け、介護支援専門員等が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者と定めた訪問看護計画書に沿ってサービスを行います。
- 3、事業者は、契約者の居宅に訪問看護師等を派遣し、契約者に対して心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質を重視した在宅療養生活が継続できるように支援します。
- 4、利用者及びその家族との同意を持って訪問看護計画が変更され、事業所が提供する訪問看護サービス内容、介護保険範囲が変更となる場合、新たなサービス内容にて計画書を作成し、それをもって訪問看護サービスの内容とします。

第6条（サービスの記録）

- 1、事業所は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録し保管いたします。尚、この契約終了後、5年間保管いたします。
- 2、利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- 3、利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を、原則受けることができます。ただし、交付において、「複写物依頼書」を記載いただき、複写物作成の実費をいただきます。

第7条（費用・費用の変更）

- 1、利用者は、重要事項説明書に記載する費用に基づき、算定された月ごとの合計金額を事業者に支払います。尚、利用料は関係法令に基づき定められているため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2、事業者は、当月料金を明細とし請求書を作成し、翌月15日までに利用者に発行します。また、利用者は当月料金を、翌月末までに事業所の指定する方法で支払います。
- 3、利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話・必要な衛生材料などにかかる実費は、利用者の負担とします。
- 4、利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を2か月以上滞納した場合には、事業所は30日以上を定めて、期限までに利用料を支払わない場合には、契約解除の旨の催告をすることができます。
- 5、利用者がサービスの変更を希望する場合、それに伴う料金の変更について事業者は事前に説明を行い、利用者の同意を得ます。

第8条（契約の終了）

- 1、利用者は事業者に対して7日の予告期間において、解約の意志を通知することにより、解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院などのやむを得ない事情がある場合は、予告期間の7日間以内の通知でもこの解約ができます。
- 2、事業者は、人員不足などやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3、次の事項に該当した場合は、事業者は直ちに契約を解約することができます。
 - 1 利用者のサービス料金の支払いが2か月以上延滞し、料金を支払うように催促したにも関わらず、7日以内に支払われない場合。
 - 2 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続しがたい程の迷惑行為・背信行為を行った場合。
- 4、次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 3 利用者が居宅復帰の見込みのない、介護施設等へ入所した場合。
 - 4 利用者の介護保険認定区分が非該当だった場合。
 - 5 利用者が死亡した場合。

第9条（訪問看護師の変更）

- 1、利用者は、選任された看護師の変更を希望する場合は、当該訪問看護師が業務上不適切と思われる事情、若しくは交代を希望する理由を明らかにし、事業者に対して選任された訪問看護師の交替を申し入れることができます。
- 2、事業者は訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。
- 3、事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合には、代替の訪問看護師を人選し利用者およびその家族に連絡します。

第10条（サービスの中止、変更、追加）

- 1、利用者は、事業者に対して、サービス実施時の前営業日17時までに通知を行った場合、料金を負担すること無く、サービスの利用を中止することができます。
- 2、サービス中止の通知がなかった場合、利用予定サービスの保険請求の1割分を実費請求いたします。尚、請求分は他の料金と併せて請求します。
- 3、事業者は契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により契約者に提示して協議するものとします。

第11条（秘密保持）

- 1、事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者には漏らしません。その守秘義務は契約終了後も継続されます。

2、事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報や、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第12条（緊急時の対応）

1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告します。

第13条（損害賠償）

事業者は利用者に対する訪問看護サービスの提供に当たって、事業者の帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者が故意・過失がない場合はこの限りではありません。

第14条（協力義務）

利用者は、事業者が訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第15条（相談・苦情対応）

1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

2 事業者は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存します。

第16条（代理人）

利用者は自らの判断による本契約の定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

第17条（裁判管轄）

利用者及び事業者は、本契約に関してやむをえず訴訟となる場合は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

第18条（身分証明の携行）

事業者は、サービス看護師等に常に身分証を身分携行し、初回訪問時またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第19条（契約外事項）

本契約の定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第20条（社会情勢及び天災時の対応）

1 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。

2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱により、乙の業務履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償について乙は負わないものとします。

第21条（虐待防止に関する事項）

1 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発を防止のため次の措置を講ずるものとします。

(1) ステーションにおける虐待防止のための対策対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができる。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問看護職員等に周知徹底を図ります。

(2) ステーションにおける虐待防止のための指針を整備します。

(3) ステーションにおいて看護師等に対して、虐待防止のための研修を定期的を実施します。

第22条（身体的拘束等の禁止）

- 1 ステーションは、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととします。
- 2 ステーションは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとします。

第23条（業務継続計画の策定等）

- 1 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。
- 2 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施するものとします。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行うものとします。

上記の契約を証するため、本書2部を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各1部ずつ保管するものとします。

契約日 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

電話番号 _____

利用者代理人 住所 _____

氏名 _____ (印)

本人との関係 (_____)

電話番号 _____

事業者	住所	熊本県阿蘇市小里257-1
	法人名	一般社団法人慈徳会
	事業所名	あまてらす訪問看護事業者おおあそ
	事業者番号	4361490032
	管理者	坂口 由紀 (印)

重要事項説明書

1、事業者の概要

- (1) 法人種別・名称 : 一般社団法人慈徳会
(2) 所在地 : 熊本県阿蘇市小里257-1
(3) 代表者 : 坂口 由紀
(4) 連絡先 : 電話 050-3631-1004
: FAX 096-300-3164
(5) サービス種類 : 訪問看護
(6) 介護保険指定番号 : 4361490032
(7) サービス提供地域 : 阿蘇市 熊本市 合志市 菊池郡
(*上記地域以外の方は御相談下さい。)

(8) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名	0名	1名
看護師	正看護師	1名	0名	1名
	准看護師	1名	1名	2名
理学療法士		0名	0名	0名
作業療法士		0名	0名	0名
言語療法士		0名	0名	0名

(9)

営業時間

平日	8:30~17:30
夜間・土・日・祭日	随時オンコール対応 電話 050-3631-1004
定休日	8月15日・12月30日~1月2日

(上記電話番号は、営業時間外の緊急連絡先となります。)

3、事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態及び要支援状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護サービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営む事が出来るように支援することを目的にサービス提供を行います。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを行い、ご要望があれば24時間対応の相談に応じます。訪問看護のサービス実施にあたりサービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4、訪問看護の提供方法・内容

(1) 提供方法

- 1 訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- 2 サービス提供を求められた場合は、被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間を確認し、利用者が主治医(かかりつけの医師)に申し出て、主治医が訪問看護事業者に交付した訪問看護指示書により、看護計画書を作成し

訪問看護を実施します。

- 3 利用者が要介護認定を受けていない場合は、訪問看護事業者から 居宅介護支援事業者（利用者の利用する）へ連絡その他の必要な援助を行います。
- 4 理学療法士等の訪問は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに専門領域の職員が訪問することです。理学療法士等と看護職員がケア目標を共有し、定期的な看護職員による訪問、評価を行います。

(2) 内容

- 1、 病状・障害の観察
- 2、 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- 3、 褥瘡の予防・処置
- 4、 体位変換
- 5、 リハビリテーション
- 6、 カテーテル等の交換・管理
- 7、 家族その他の介護者に対する指導
- 8、 その他必要な事項等

(3) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

- 1 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 2 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 3 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 4 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 5 その他利用者又は家族等対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5、利用料金（料金表は別表1）

- (1) 御利用者からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づいた範囲内とします。
- (2) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担になります。
- (3) 利用者負担金のお支払いは、ご利用月の翌月15日頃までに請求書を発行いたします。

口座振替をご利用の方は20日に振替となります。集金又は銀行振り込みの方は月末までにご利用いたします。

＜お振込み先＞ ご利用者様のお名前でお支払をお願い致します。

楽天銀行 第四営業支店（254）

普通預金口座 7238535

口座名義人 シヤ)ジトクカイ

*入金確認後、領収証を発行します。

(4) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日17時までに連絡があった場合	無料

利用日の前日17時までに連絡がなかった場合 当日の申し出、又は申し出なく不在の場合	利用料保険請求額の10%
--	--------------

(6) 交通費

原則、交通費はいただきません。

※介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払ください。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

6、その他の自己負担料金

(1) 必要に応じて実施記録の複写物交付等にてコピーの利用が発生した場合、文書料としてサイズに関わらず1枚10円の利用料を頂きます。

(2) 死亡時に死後の処置（エンゼルケア）をご希望された場合、実費として15,000円を頂きます。

※その他必要な衛生材料が発生した場合、自己購入または実費分のお支払いをお願い致します。

7、苦情対応

等事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は事業所の苦情相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

苦情等相談窓口

1 あまてらす訪問看護事業者おおあそ

担当者 坂口 由紀

営業日 月曜日から土曜日まで

営業時間 平日8:30～17:30

日曜日・祝日は随時オンコール対応

電話 050-3631-1004

携帯 090-2581-8031

FAX 096-300-3164

2 各市役所・役場の介護保険窓口

3 公的団体窓口

熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

熊本市東区健軍町2丁目4番10

電話 096-214-1101

FAX 096-214-1105

受付時間 8:30～17:00

8、その他留意事項

担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

上記相談担当者氏名：坂口 由紀

連絡先電話番号：050-3631-1004

(受付日時 月～金 8:30～17:30)

※加算料金につきましては、該当する場合のみいただきます。

※1時間30分以上の場合は別途算定基準に基づき、計算いたします。

尚、訪問看護料金は8:00～18:00までの単価になります。

※夜間・早朝時間（6時～8時・18時～22時） 25/100増

深夜時間（22時～翌日6時） 50/100増

※介護保険限度額を超えたサービス単位につきましては、超過分のみ

1単位=10円での自費負担となります。

9、緊急時および事故発生時における対応方法、損害賠償

(1) 緊急時における対応は以下のとおりとします。訪問看護実施中に利用者の病状が急変もしくはその他緊急事態が生じた際は必要に応じて応急の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。看護師は前記についてしかるべき処置をした際は速やかに管理者および主治医に報告します。

(2) 事故発生時における対応方法は以下のとおりとします。訪問看護実施中に利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村、介護支援専門員、利用者家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。利用者による自責事由である場合に関してはこの限りではありません。

①主治医 病院名

主治医名

電話番号

②緊急連絡先 住所

氏名

本人との関係 ()

電話番号

③緊急時連絡先が御家族以外の場合

住所

氏名

本人との関係 ()

電話番号

上記重要事項の説明を () より受け、十分に理解した上で訪問看護サービスの利用を同意します。

説明を受けた日 年 月 日

利用者署名欄 ()

